

前回までの審査会合における主な論点と対応について
(全般)

日本原燃株式会社
平成27年6月29日

No.	コメントの要旨	審査会合	資料	対応状況
1	【記載内容の明示】			
	変更許可申請書の記載内容と説明資料の記載内容が違う部分については、明示すること。	第3回	全般	第5回審査会合資料全般
2	【要求事項の明確化】			
	溢水による損傷防止、化学薬品の漏えいによる損傷防止以外の項目で要求事項の明確化等がなされている事項についても説明すること。	第3回	資料2 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 【設計基準:第11条、第12条】	(資料タイトルは省略) 第36回 資料2～11
3	【補正書における説明】			
	過去に説明した内容から補正で変更した点は明確に説明すること。	第27回	資料1 再処理事業変更許可申請書の一部補正(第2回)の 主な内容について	(資料タイトルは省略) 第30回 資料1 第30回 資料5 第34回 資料5 第34回 資料7 第36回 資料5
	各条文の説明においては設工認との関係付けを説明すること。	第27回	資料1 再処理事業変更許可申請書の一部補正(第2回)の 主な内容について	(資料タイトルは省略) 第30回 資料1 第30回 資料5 第36回 資料2～11 第36回 資料13
	再処理施設の処理運転の停止の措置について整理すること。	第54回	資料1(1) 六ヶ所再処理施設における新規規制基準に対する適合性 【設計基準】設計基準における防護対象について	第65回 資料3 六ヶ所再処理施設における新規規制基準に対する適合性 【設計基準】再処理施設の運転停止等の措置について
建設中のMOX燃料加工施設の扱い、それを踏まえた申請書への記載について整理すること。	第54回	—		

前回までに説明済み
 今回説明
 次回以降説明

再処理施設

前回までの審査会合における主な論点と対応について
(設計基準)

参考(2)

日本原燃株式会社
平成27年6月29日

No.	コメントの要旨	審査会合	資料	対応状況
1	【全般】			
	工程毎に設計基準の評価をするだけでなく、各工程における検討を行った上で、横串を通して全体を整理すること。	第9回	資料2 分離、精製建屋 【設計基準:第11条、第12条】	工程間の整合を図った上で、条文毎に資料を作成
	各施設のインベントリがどのくらいあるのか説明すること。	第17回	資料1-1 高レベル廃液ガラス固化建屋及び 第1ガラス固化体貯蔵建屋【施設の概要】	第40回 資料3 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性 【重大事故等対処施設】 重大事故等対処対象事象の選定
	溢水や化学薬品、内部火災、竜巻等に対して新たに設置する施設について、安全上重要な施設及び耐震分類に関する考え方を整理すること。	第17回	資料1-2 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する 適合性【設計基準】	第23回 資料1-1 第九条:外部からの衝撃による損傷の防止 【再処理施設における竜巻影響評価について】 第23回 資料3-1 【設計基準】 第十一条:溢水による損傷の防止 第23回 資料4-1 【設計基準】 第十二条:化学薬品の漏えいによる損傷の 防止
	防護対象となる設備を示すにあたり「等」で表現している箇所は、具体的な設備が特定出来るように明確にすること。	第30回	資料1 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性 【設計基準】 第十一条:溢水による損傷の防止 第十二 条:化学薬品の漏えいによる損傷の防止	第34回 資料3 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性 【設計基準】 第十一条:溢水による損傷の防止 第十二 条:化学薬品の漏えいによる損傷の防止
「保安規定の下部規定に定める」と記載された箇所について、保安規定のどこで何を定めるのか説明すること。	第30回	資料1 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性 【設計基準】 第十一条:溢水による損傷の防止 第十二 条:化学薬品の漏えいによる損傷の防止	第34回 資料3 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性 【設計基準】 第十一条:溢水による損傷の防止 第十二 条:化学薬品の漏えいによる損傷の防止	

2	【安全上重要な施設と安全機能を有する主要な施設】			
	安全上重要な施設の選定において、従来の安全上重要な施設から安全機能を有する主要な施設に変更したものについては、その判断根拠及び具体的な評価方法について詳細に説明すること。	第3回	資料2 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 【設計基準：第15条】	第5回 資料2 前処理建屋 【設計基準】
	燃焼度計測装置については、安全上重要な施設としない根拠について、測定データや燃焼度クレジットの管理方法なども含めて説明すること。	第3回	資料2 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 【設計基準：第15条】	第7回 資料2 分離建屋 【設計基準：第15条】 * 安全上重要な施設について分類を見直し
	「安全機能を有する主要な施設」が、「安全上重要な施設」と設計上の管理、設備管理の内容が同じであるならば、変更許可申請書での記載の見直し等を検討すること。	第5回	資料2 前処理建屋 【設計基準：第15条】	第7回 資料2 分離建屋 【設計基準：第15条】
3	【安全上重要な施設の選定】			
	安全上重要な施設から除外されている警報装置について、何らかの異常が発生した場合において、他の検知手段等による余裕を持った運転員対応が可能であることを説明すること。	第7回	資料2 分離建屋 【設計基準：第15条】	第17回 資料1-2 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】
	塔槽類廃ガス処理設備の圧力警報を安全上重要な施設以外の施設に見直しにあたって、事業指定基準規則の各条文、上位波及や溢水・化学薬品の影響を整理した上で、塔槽類廃ガス処理系が安全上重要な施設として規則要求を満たすことを説明すること。	第12回	資料1-3 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋 【設計基準：第15条】	第17回 資料1-2 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】
	定量ポット等の耐震クラスを見直しするにあたって、ポットからの漏えいの想定、漏えいした場合の処置等について説明すること。	第12回	資料1-3 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋 【設計基準：第15条】	第17回 資料1-2 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】
	注水槽を安全上重要な施設以外の施設に見直すことについて、当初申請時の経緯も含めて、詳細に説明すること。 また、注水槽を耐震クラスCとしたときに、その波及的影響及び溢水への影響についても説明すること。	第12回	資料1-4 精製建屋 【設計基準：第15条】	第17回 資料1-2 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】

	【安全上重要な施設の選定に係る評価等の詳細】			
4	「安全上重要な施設」の選定の判断に線量評価を行っているものは、移行割合等評価の過程で使用した情報を示すこと。	第5回	資料2 前処理建屋 【設計基準:第15条】	第17回 資料1-2 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】 * 選定の判断に線量評価を使用しないこととした。
	よう素フィルタを除去機能の観点で安全上重要な施設から除外することについて、その根拠となる線量評価の計算方法、条件等について別途示すこと。	第7回	資料2 分離建屋 【設計基準:第15条】	第17回 資料1-2 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】 * 選定の判断に線量評価を使用しないこととした。
	プルトニウム濃縮缶の温度推移に関する評価について、潜熱を取り入れた計算を行い、その妥当性を説明すること。	第12回	資料1-4 精製建屋 【設計基準:第15条】	第17回 資料1-2 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】
	除染係数(DF)10を用いた線量評価結果等について、有効数字の桁数を適切に取り扱うこと。	第12回	資料2-2 MOX燃料加工施設 【安全機能を有する施設及び安全上重要な施設の選定】	第17回 資料1-2 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】 * 選定の判断に線量評価を使用しないこととした。
	【溢水対策の妥当性】			
溢水による損傷防止について、検討のプロセス及び溢水対策の基本的考え方を体系的に説明すること。説明において以下の事項に留意すること。 ・内部溢水の量、水位等の設定における現場確認の実施状況 ・防水扉、堰等の耐震クラス ・被水カバー構造	第3回	資料2 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 【設計基準:第11条】	第5回 資料2 前処理建屋 【設計基準:第11条】 第9回 資料2 分離建屋及び精製建屋 【設計基準:第11条】	
溢水について、発生要因によりどのような防護対策をとるかの判断について体系的に説明すること。	第5回	資料2 前処理建屋 【設計基準:第11条】	第9回 資料2 分離建屋及び精製建屋 【設計基準:第11条】	
溢水に係る防護措置の耐震分類、施設区分(安全機能を有する施設/安全上重要な施設)について説明すること。	第9回	資料2 分離、精製建屋 【設計基準:第11条、第12条】	第23回 資料3-1 【設計基準】 第十一条:溢水による損傷の防止	
溢水に係る配管破損が安全機能に影響を及ぼす可能性について説明すること。	第9回	資料2 分離、精製建屋 【設計基準:第11条、第12条】	第23回 資料3-1 【設計基準】 第十一条:溢水による損傷の防止	
溢水を考える際に、耐震壁でない壁、扉が地震を考慮しても影響がないことを説明すること。	第9回	資料2 分離、精製建屋 【設計基準:第11条、第12条】	第23回 資料3-1 【設計基準】 第十一条:溢水による損傷の防止	
水密扉等について水圧等で破損が想定されるのであれば、その影響について説明すること。	第9回	資料2 分離、精製建屋 【設計基準:第11条、第12条】	第23回 資料3-1 【設計基準】 第十一条:溢水による損傷の防止	

<p>溢水の検討において、例えば閉じ込めに係るフィルタユニットや排風機が溢水により浸水し、閉じ込めに影響を与えないのか説明すること。平常時だけでなく、重大事故時の扱いも考慮のうえ説明すること。</p>	第9回	資料2 分離、精製建屋 【設計基準】第十一条、第十二条	第23回 資料3-1 【設計基準】第十一条：溢水による損傷の防止
<p>溢水によりショートしても電磁弁がフェイルポジションへ移行するとしているが、一部の設備の機能が残ったときにも施設の安全が確保されることを説明すること。</p>	第9回	資料2 分離、精製建屋 【設計基準】第十一条、第十二条	第23回 資料3-1 【設計基準】第十一条：溢水による損傷の防止
<p>溢水量の設定で保守性を大きく見込んだことについて、溢水した水の処理等を含む現実に起きるレベルでの対処がきちんとできているか全体的に説明すること。その際は、廊下に設置されている低レベル放射性廃液の配管から漏えいした時の対応も含めて説明すること。</p>	第9回	資料2 分離、精製建屋 【設計基準】第十一条、第十二条	第23回 資料3-1 【設計基準】第十一条：溢水による損傷の防止
<p>地震による溢水において、耐震クラスで機能を要求される機器を防護する必要があるのか説明すること。</p>	第27回	資料2 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】第十一条：溢水による損傷の防止 申請書前後表	第30回 資料1 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】第十一条：溢水による損傷の防止 第十二条：化学薬品の漏えいによる損傷の防止
<p>耐震クラスの機器全てを溢水から守らなくてよい理由について、他の条文との関連性および設計基準と重大事故との関連性を踏まえて説明すること。</p>	第30回	資料1 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】第十一条：溢水による損傷の防止 第十二条：化学薬品の漏えいによる損傷の防止	第34回 資料3 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】第十一条：溢水による損傷の防止 第十二条：化学薬品の漏えいによる損傷の防止
<p>溢水高さが目安として50cm以下であれば堰を溢水防護対策とすることの有効性について、溢水量、溢水高さを示して具体例で説明すること。また、溢水高さに応じて堰、扉が示されているが、150cm以上の対策がないのか、それ以上溜まることはないのかについて同様に具体的に説明すること。</p>	第27回	資料2 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】第十一条：溢水による損傷の防止 申請書前後表	第30回 資料1 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】第十一条：溢水による損傷の防止 第十二条：化学薬品の漏えいによる損傷の防止
<p>緊急遮断弁に関して、以下を具体的に説明すること。 ・加速度大の設定の考え方 ・遮断弁が動作したときの影響（安全性） ・遮断弁が動作して工程を停止した後の復旧の考え方と手順の必要性</p>	第27回	資料2 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】第十一条：溢水による損傷の防止 申請書前後表	第30回 資料1 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】第十一条：溢水による損傷の防止 第十二条：化学薬品の漏えいによる損傷の防止
<p>緊急遮断弁の設置に関し、ポンプ停止後の配管内圧力上昇、大口径配管に接続している小口径配管への影響などを含め、想定される課題について実現性があることを説明すること。</p>	第30回	資料1 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】第十一条：溢水による損傷の防止 第十二条：化学薬品の漏えいによる損傷の防止	第34回 資料3 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】第十一条：溢水による損傷の防止 第十二条：化学薬品の漏えいによる損傷の防止
<p>溢水に対する防護対象安全機能として、「放射性物質を内包する溶液に対する火災・爆発の防止機能」としているが、放射性物質を内包しない施設の火災・爆発による内包する施設への影響は、除外できるということを説明すること。</p>	第27回	資料2 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】第十一条：溢水による損傷の防止 申請書前後表	第54回 資料2 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】第五条：火災等による損傷の防止
<p>BCクラス機器及び配管の耐震評価について、どの段階で審査するのか説明すること。</p>	第27回	資料2 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】第十一条：溢水による損傷の防止 申請書前後表	第30回 資料1 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】第十一条：溢水による損傷の防止 第十二条：化学薬品の漏えいによる損傷の防止

機能喪失高さに関して、設工認における記載との関連について説明すること。	第27回	資料2 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】第十一条:溢水による損傷の防止 申請書前後表	第30回 資料1 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】第十一条:溢水による損傷の防止 第十二条:化学薬品の漏えいによる損傷の防止
貫通部の止水処理や床ドレンの逆流防止対策を考慮しているのであれば仕様や設置場所について説明すること。	第27回	資料2 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】第十一条:溢水による損傷の防止 申請書前後表	第30回 資料1 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】第十一条:溢水による損傷の防止 第十二条:化学薬品の漏えいによる損傷の防止
排水扉によって滞留しないことを考慮するというのであれば仕様や設置場所について説明すること。	第27回	資料2 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】第十一条:溢水による損傷の防止 申請書前後表	第30回 資料1 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】第十一条:溢水による損傷の防止 第十二条:化学薬品の漏えいによる損傷の防止
排水扉や溢水流入対策(止水、逆流防止)の設置方針(目的)について、説明すること。	第30回	資料1 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】第十一条:溢水による損傷の防止 第十二条:化学薬品の漏えいによる損傷の防止	第34回 資料3 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】第十一条:溢水による損傷の防止 第十二条:化学薬品の漏えいによる損傷の防止
溢水の想定破損に関する記載では「漏えい量が最も大きいところを想定」とあるが、ガイドでは「安全機能を有する施設への影響が最も大きいところ」となっている。記載の主旨を説明すること。	第27回	資料2 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】第十一条:溢水による損傷の防止 申請書前後表	第30回 資料1 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】第十一条:溢水による損傷の防止 第十二条:化学薬品の漏えいによる損傷の防止
溢水に対する放射線監視設備の機能維持の考え方について説明すること。	第30回	資料1 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】第十一条:溢水による損傷の防止 第十二条:化学薬品の漏えいによる損傷の防止	第34回 資料3 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】第十一条:溢水による損傷の防止 第十二条:化学薬品の漏えいによる損傷の防止
「安全に係るプロセス量等の維持機能」について再処理工場を停止することにより防護対象外としていることに関し、第18条「計測制御系統施設」で停止時にも機能要求があることとの関係を整理して説明すること。また、防護対象外としたときに重大事故との関係についても説明すること。	第34回	資料3 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】第十一条:溢水による損傷の防止 第十二条:化学薬品の漏えいによる損傷の防止	第54回 資料1 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】防護対象の再整理について
放射性物質等を含んだ溢水からの作業員に対する防護として、ソフト面での対策について説明すること。	第34回	資料3 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】第十一条:溢水による損傷の防止 第十二条:化学薬品の漏えいによる損傷の防止	第54回 資料6 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】第十一条:溢水による損傷の防止 第十二条:化学薬品の漏えいによる損傷の防止

	【溢水時の対応】			
	溢水量評価におけるユーティリティ施設破損時の停止操作は「保安規定に紐付けされた手順書」と記載されていることから、保安規定との関係及び妥当性等について説明すること。	第3回	資料2 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 【設計基準:第11条】	第9回 資料2 分離建屋及び精製建屋 【設計基準:第11条】
	溢水について、溢水源の停止を運転員操作により行う場合の異常検知から停止操作までの時間や、手順書の内容について説明すること	第5回	資料2 前処理建屋 【設計基準:第11条】	第9回 資料2 分離建屋及び精製建屋 【設計基準:第11条】
	P28等に記載の溢水に係る「保安規定に紐付けされた手順書」について、保安規定及びその下部規定へ、どのように記載されているかを確認することであり、別途説明すること。	第9回	資料2 分離、精製建屋 【設計基準:第11条、第12条】	第23回 資料3-2 【設計基準】 第十一条:溢水による損傷の防止 【補足説明】
	地震起因であれば、薬品漏えいと溢水が同時に発生したことも想定して、起こる事象と資機材との関係について説明すること。	第9回	資料2 分離、精製建屋 【設計基準:第11条、第12条】	第23回 資料3-2 【設計基準】 第十一条:溢水による損傷の防止 【補足説明】
	防護対象安全機能の選定に関し、以下を踏まえて説明すること。 ・放射線測定設備等を防護対象としないこと ・フェールセーフの考え方 ・運転員による異常検知と運転対応についての考え方	第27回	資料2 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】 第十一条:溢水による損傷の防止 申請書前後表	第30回 資料1 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】 第十一条:溢水による損傷の防止 第十二条:化学薬品の漏えいによる損傷の防止
6	フェールセーフ、運転員の異常検知の有効性について、どの段階で審査するか説明すること。	第27回	資料2 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】 第十一条:溢水による損傷の防止 申請書前後表	第30回 資料1 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】 第十一条:溢水による損傷の防止 第十二条:化学薬品の漏えいによる損傷の防止
	今回の補正では「被水しない設計」としか記載がないため、被水対策について具体的に説明すること。	第27回	資料2 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】 第十一条:溢水による損傷の防止 申請書前後表	第30回 資料1 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】 第十一条:溢水による損傷の防止 第十二条:化学薬品の漏えいによる損傷の防止
	溢水を最下階に溜めることについて、貯留場所やその後の処理について説明をすること。	第27回	資料2 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】 第十一条:溢水による損傷の防止 申請書前後表	第30回 資料1 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】 第十一条:溢水による損傷の防止 第十二条:化学薬品の漏えいによる損傷の防止
	最下階に溜まった溢水の処理に関して「適切に貯留する」としているが、放射性物質等を含んだ溢水の処理方針について具体的に説明すること。	第30回	資料1 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】 第十一条:溢水による損傷の防止 第十二条:化学薬品の漏えいによる損傷の防止	第34回 資料3 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】 第十一条:溢水による損傷の防止 第十二条:化学薬品の漏えいによる損傷の防止
	溢水の貯留先として、建屋毎のセルまたは隣接建屋への移送に係る判断基準及び本内容の保安規定との関連付けについて説明すること。	第34回	資料3 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】 第十一条:溢水による損傷の防止 第十二条:化学薬品の漏えいによる損傷の防止	第54回 資料6 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】 第十一条:溢水による損傷の防止 第十二条:化学薬品の漏えいによる損傷の防止

7	【施設外の溢水による影響】			
	施設外の溢水源が周辺のユーティリティや電源、重大事故等対処設備へ影響を与えないか説明すること。	第9回	資料2 分離、精製建屋 【設計基準:第11条、第12条】	第23回 資料3-1 【設計基準】 第十一条:溢水による損傷の防止
8	【薬品漏えいの検討対象薬品】			
	亜硝酸ナトリウムは、申請書に記載されているので、説明すること。	第3回	資料2 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 【設計基準:第12条】	第5回 資料2 前処理建屋 【設計基準】
	化学薬品の対象選定で、補修等で使用する薬品を除外するに当たって、現場作業の実状を踏まえて検討しているか示すこと。また、何らかの措置を保安規定の下部要領等に基づいて定めるとしたら、変更許可申請書又は保安規定で何らかの記載を検討すること。	第3回	資料2 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 【設計基準:第12条】	第23回 資料4-1 【設計基準】 第十二条:化学薬品の漏えいによる損傷の防止
	非定常で使用する薬品については、薬品名、使用用途などリスト化し問題ないことを示すこと。	第9回	資料2 分離、精製建屋 【設計基準:第11条、第12条】	第23回 資料4-2 【設計基準】 第十二条:化学薬品の漏えいによる損傷の防止【補足説明】
【薬品漏えい時の対応】				
	化学薬品の漏えいについて、検知の手段、対応時の防護装備、運転員の教育・訓練の状況について説明すること。	第5回	資料2 前処理建屋 【設計基準:第12条】	第9回 資料2 分離建屋及び精製建屋 【設計基準:第12条】
	薬品漏えいを伴った溢水状況下での作業員への影響について説明すること。	第9回	資料2 分離、精製建屋 【設計基準:第11条、第12条】	第23回 資料3-1 【設計基準】 第十一条:溢水による損傷の防止
	化学薬品の漏えいに関し、人への影響の観点で出来る限り漏えいさせないことが重要と考えるが、作業員防護の考え方について説明すること。	第30回	資料1 六ヶ所再処理施設における新規規制基準に対する適合性 【設計基準】 第十一条:溢水による損傷の防止 第十二条:化学薬品の漏えいによる損傷の防止	第34回 資料3 六ヶ所再処理施設における新規規制基準に対する適合性 【設計基準】 第十一条:溢水による損傷の防止 第十二条:化学薬品の漏えいによる損傷の防止
	第12条 化学薬品漏えいによる損傷の防止に対する基本設計の考え方と既設の堰等との関係を整理し説明すること。	第27回	資料3 六ヶ所再処理施設における新規規制基準に対する適合性 【設計基準】 第十二条:化学薬品の漏えいによる損傷の防止 申請書前後表	第30回 資料1 六ヶ所再処理施設における新規規制基準に対する適合性 【設計基準】 第十一条:溢水による損傷の防止 第十二条:化学薬品の漏えいによる損傷の防止

9	化学薬品防護対象設備の選定に関して、「短時間」に防護対象安全機能が損なわれるおそれのある設備に限定している理由について説明すること。	第27回	資料3 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】第十二条:化学薬品の漏えいによる損傷の防止 申請書前後表	第30回 資料1 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】第十一条:溢水による損傷の防止 第十二条:化学薬品の漏えいによる損傷の防止
	地震起因で漏えいした化学薬品は溢水と混ざり流入する可能性があることから、その後の対応について説明すること。 溢水に対する防護対象設備と化学薬品漏えいに対する防護対象設備は、それぞれの特徴に応じて、どこが共通で、どこが共通でないのか整理をして説明すること。	第27回	資料3 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】第十二条:化学薬品の漏えいによる損傷の防止 申請書前後表	第30回 資料1 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】第十一条:溢水による損傷の防止 第十二条:化学薬品の漏えいによる損傷の防止
	化学薬品の漏えいにおいて、「耐薬品性があるシートで覆う等」としているが、何をシートで覆うか、また「等」とは何かを説明すること。	第30回	資料1 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】第十一条:溢水による損傷の防止 第十二条:化学薬品の漏えいによる損傷の防止	第34回 資料3 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】第十一条:溢水による損傷の防止 第十二条:化学薬品の漏えいによる損傷の防止
	化学薬品の漏えいに関し、漏えいの検知、漏えい量及び漏えい経路について整理し、隣接室への流入を考慮しなくてもよいことを説明すること。	第30回	資料1 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】第十一条:溢水による損傷の防止 第十二条:化学薬品の漏えいによる損傷の防止	第34回 資料3 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】第十一条:溢水による損傷の防止 第十二条:化学薬品の漏えいによる損傷の防止
10	【過去の硝酸漏えいから得られた知見】			
	過去の硝酸漏えいを踏まえて、得られた知見とそれらを反映した内容を説明すること。	第9回	資料2 分離、精製建屋 【設計基準:第11条、第12条】	第23回 資料4-1 【設計基準】第十二条:化学薬品の漏えいによる損傷の防止
11	【試薬建屋に係る薬品漏えいの影響】			
	試薬建屋から各建屋へ供給している際の薬品漏えいの影響及び試薬建屋が火災になった場合の影響について説明すること。	第9回	資料2 分離、精製建屋 【設計基準:第11条、第12条】	第54回 資料6 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】第十一条:溢水による損傷の防止 第十二条:化学薬品の漏えいによる損傷の防止
	試薬建屋が火災になった場合の影響の詳細についてヒアリングで説明すること。	第54回	資料6(2) 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】第十二条:化学薬品の漏えいによる損傷の防止、試薬建屋の概要	平成27年06月04日 日本原燃(株)六ヶ所再処理施設の新規制基準適合審査に関する事業者ヒアリング(104)資料2にて詳細を説明
【内部火災に対する対応】				
	再処理施設での火災区域の設定の仕方における、隣接室と隣接室間の延焼の可能性をどのように評価し、スクリーニングしたのか詳細に説明すること。	第20回	資料1-1 第五条:火災等による損傷の防止 資料1-2 第五条:火災等による損傷の防止 補足説明資料	第34回 資料7 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】第五条:火災等による損傷の防止
	グローブボックス等の焼損評価のモデル化の妥当性について説明すること。	第20回	資料1-1 第五条:火災等による損傷の防止 資料1-2 第五条:火災等による損傷の防止 補足説明資料	第34回 資料7 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】第五条:火災等による損傷の防止

12	発電炉の基準、審査指針等について、参考とした考え方を整理して説明すること。	第20回	資料1-1 第五条:火災等による損傷の防止 資料1-2 第五条:火災等による損傷の防止 補足説明資料	第34回 資料7 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性 【設計基準】 第五条:火災等による損傷の防止
	実用発電用発電炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準に示されている安全停止に係る事項について、再処理施設としての対応(系統分離措置等)を説明すること。	第40回	資料1 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性 【設計基準】 第五条:火災等による損傷の防止	第54回 資料2 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性 【設計基準】 第五条:火災等による損傷の防止
	火災があっても、安全機能がきちんと防護されるのか説明すること。	第20回	資料1-1 第五条:火災等による損傷の防止 資料1-2 第五条:火災等による損傷の防止 補足説明資料	第34回 資料7 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性 【設計基準】 第五条:火災等による損傷の防止
	火災に至らなかったせん断機の機械油漏れの事例があるが、こういった事例を火災影響評価上どう扱ったのか説明すること。	第20回	資料1-1 第五条:火災等による損傷の防止 資料1-2 第五条:火災等による損傷の防止 補足説明資料	第34回 資料7 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性 【設計基準】 第五条:火災等による損傷の防止
	火災影響評価について、ケーブルのコネクタ部分、盤のパーツの火災をどのように考慮したか説明すること。	第20回	資料1-1 第五条:火災等による損傷の防止 資料1-2 第五条:火災等による損傷の防止 補足説明資料	第34回 資料7 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性 【設計基準】 第五条:火災等による損傷の防止
	消火栓は耐震Cクラスとのことだが、地震時に破損した場合の消火活動について説明すること。	第20回	資料1-1 第五条:火災等による損傷の防止 資料1-2 第五条:火災等による損傷の防止 補足説明資料	第34回 資料7 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性 【設計基準】 第五条:火災等による損傷の防止
	溢水、薬品漏えいがあった際の消火活動について装備も含めて説明すること。	第20回	資料1-1 第五条:火災等による損傷の防止 資料1-2 第五条:火災等による損傷の防止 補足説明資料	第34回 資料7 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性 【設計基準】 第五条:火災等による損傷の防止
	防護対象設備の除外理由として、(1)不燃・難燃性材料を使用すること、(2)運転停止等により機能が必要とされないこととして防護対象外としているが、どのような評価を行い「影響無し」と判断したのか説明すること。(難燃性でも燃焼して周辺に悪影響を与えないか等) また、資料6ページと7ページで防護対象の選定の考え方が整合していないように見えるので、修正のうえ説明すること。	第34回	資料7 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性 【設計基準】 第五条:火災等による損傷の防止	第40回 資料1 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性 【設計基準】 第五条:火災等による損傷の防止
	火災感知器の多様化で適用除外区域としている「少量の可燃物を取り扱うセル等」について、感知が可能であること、火災のおそれが小さいこと等を個別に説明すること。	第40回	資料1 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性 【設計基準】 第五条:火災等による損傷の防止	第54回 資料2 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性 【設計基準】 第五条:火災等による損傷の防止
	資料20ページでGBの火災防護設計を行うことにより火災によるパネル損傷リスクが極めて小さいとしているが、これらの対策でリスクが十分に低減されることとした考えを詳細に説明すること。	第34回	資料7 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性 【設計基準】 第五条:火災等による損傷の防止	第40回 資料1 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性 【設計基準】 第五条:火災等による損傷の防止
ケーブルを伝わる延焼に対して、薬品を火災源とした影響をどのように検討したか説明すること。	第40回	資料1 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性 【設計基準】 第五条:火災等による損傷の防止	第54回 資料2 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性 【設計基準】 第五条:火災等による損傷の防止	

	【外部火災発生時の対応】			
	発火点の設定についてガイドの要求との対応を説明すること。また、西側の協力会社の事務所を除外した理由を説明すること。	第20回	資料2-1 第九条:外部からの衝撃による損傷の防止【森林火災、近隣工場等の火災】 資料2-2 第九条:外部からの衝撃による損傷の防止【森林火災、近隣工場等の火災】 補足説明資料	第34回 資料5 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】 第九条:外部からの衝撃による損傷の防止【外部火災】
	森林火災の影響は保守的に行うこととガイドにあるが、入力条件の保守性を説明すること。	第20回	資料2-1 第九条:外部からの衝撃による損傷の防止【森林火災、近隣工場等の火災】 資料2-2 第九条:外部からの衝撃による損傷の防止【森林火災、近隣工場等の火災】 補足説明資料	第34回 資料5 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】 第九条:外部からの衝撃による損傷の防止【外部火災】
	森林火災における、自治体との連携や敷地内への延焼に対する消火活動の時間の見積もりについて、訓練の実績、夜間、休祭日等も考慮した評価を行うこと。	第20回	資料2-1 第九条:外部からの衝撃による損傷の防止【森林火災、近隣工場等の火災】 資料2-2 第九条:外部からの衝撃による損傷の防止【森林火災、近隣工場等の火災】 補足説明資料	第34回 資料5 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】 第九条:外部からの衝撃による損傷の防止【外部火災】
	モニタリングポスト、モニタリングステーションが防護対象(評価)から外れていることに対して、森林火災の際の評価対象の考え方について具体的な説明を行うこと。	第20回	資料2-1 第九条:外部からの衝撃による損傷の防止【森林火災、近隣工場等の火災】 資料2-2 第九条:外部からの衝撃による損傷の防止【森林火災、近隣工場等の火災】 補足説明資料	第34回 資料5 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】 第九条:外部からの衝撃による損傷の防止【外部火災】
	消火専門隊の活動内容として、森林火災が発生した際の消火資機材の使用方法(運用)を説明すること。	第20回	資料2-1 第九条:外部からの衝撃による損傷の防止【森林火災、近隣工場等の火災】 資料2-2 第九条:外部からの衝撃による損傷の防止【森林火災、近隣工場等の火災】 補足説明資料	第34回 資料5 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】 第九条:外部からの衝撃による損傷の防止【外部火災】
	森林火災と備蓄基地火災の評価において、燃焼速度を用いることの有無について説明すること。	第20回	資料2-1 第九条:外部からの衝撃による損傷の防止【森林火災、近隣工場等の火災】 資料2-2 第九条:外部からの衝撃による損傷の防止【森林火災、近隣工場等の火災】 補足説明資料	第34回 資料5 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】 第九条:外部からの衝撃による損傷の防止【外部火災】
	自衛消防体制について、火災が発生した場合全社的にどのような形で判断、準備され、対処されるのかについて説明すること。	第20回	資料2-1 第九条:外部からの衝撃による損傷の防止【森林火災、近隣工場等の火災】 資料2-2 第九条:外部からの衝撃による損傷の防止【森林火災、近隣工場等の火災】 補足説明資料	第34回 資料5 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】 第九条:外部からの衝撃による損傷の防止【外部火災】
13	消防計画が4つあるとのことだが、火災が発見されてからの消防活動が連携して機能することを説明すること。	第20回	資料1-1 第五条:火災等による損傷の防止 資料1-2 第五条:火災等による損傷の防止 補足説明資料	第34回 資料5 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】 第九条:外部からの衝撃による損傷の防止【外部火災】
	消防体制、連絡系統について指揮命令系統を明確にして説明すること。	第34回	資料5 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】 第九条:外部からの衝撃による損傷の防止【外部火災】	第36回 資料13 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】 第九条:外部からの衝撃による損傷の防止【外部火災】

火災防護計画と消防計画の関係について説明すること。	第34回	資料5 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】 第九条:外部からの衝撃による損傷の防止【外部火災】	第36回 資料13 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】 第九条:外部からの衝撃による損傷の防止【外部火災】
火災防護計画と消防計画に関する検討結果について説明すること。	第36回	資料13 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】 第九条:外部からの衝撃による損傷の防止【外部火災】	第54回 資料2 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】 第五条:火災等による損傷の防止
外部火災に関しては、ウラン濃縮工場の火災を評価対象外とした理由を説明すること。	第27回	資料1 再処理事業変更許可申請書の一部補正(第2回)の主な内容について	第34回 資料5 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】 第九条:外部からの衝撃による損傷の防止【外部火災】
重油タンクが火災になった場合の影響について説明すること。	第9回	資料2 分離、精製建屋 【設計基準:第11条、第12条】	第34回 資料5 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】 第九条:外部からの衝撃による損傷の防止【外部火災】
近隣工場等の火災の対象選定について、選定の考え方、選定フローを説明すること。	第34回	資料5 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】 第九条:外部からの衝撃による損傷の防止【外部火災】	第36回 資料13 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】 第九条:外部からの衝撃による損傷の防止【外部火災】
外部火災による再処理工場の運転停止の判断基準、運転停止の範囲、順番等を説明すること。	第34回	資料5 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】 第九条:外部からの衝撃による損傷の防止【外部火災】	第40回 資料2 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】 第九条:外部からの衝撃による損傷の防止【外部火災】
再処理施設の処理運転の停止について、判断者、判断の基準、手順を重大事故や設計基準を見据えて全体系として説明すること。	第40回	資料2 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】 第九条:外部からの衝撃による損傷の防止【外部火災】	第54回 資料1 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】 防護対象の再整理について
二次的影響評価(ばい煙、有毒ガス)について、中央制御室の外部取入の切替の判断基準、手順、検知器の配備について説明すること。	第34回	資料5 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】 第九条:外部からの衝撃による損傷の防止【外部火災】	第40回 資料2 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】 第九条:外部からの衝撃による損傷の防止【外部火災】
制御室における再循環運転の切り替えについて、判断者、判断の基準、手順を重大事故や設計基準を見据えて全体系として説明すること。	第40回	資料2 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】 第九条:外部からの衝撃による損傷の防止【外部火災】	
【竜巻】			
竜巻事象の事後対策における体制について、退避者は事故対策要員となるのか時間的要素を踏まえて説明すること。	第23回	資料1-1 第九条:外部からの衝撃による損傷の防止【再処理施設における竜巻影響評価について】	第30回 資料5 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】 第九条:外部からの衝撃による損傷の防止【竜巻】
竜巻における車両の退避について、誰が運転するか、飛来対策区域の設定、退避に要する時間など、実現可能性を説明すること。	第30回	資料5 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】 第九条:外部からの衝撃による損傷の防止【竜巻】	第34回 資料4 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】 第九条:外部からの衝撃による損傷の防止【竜巻】

更に細かい地形の違い等を示し、六ヶ所付近では佐呂間のようなF3竜巻が発生しない点を別途説明すること。	第23回	資料1-1 第九条:外部からの衝撃による損傷の防止 【再処理施設における竜巻影響評価について】	第30回 資料5 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性 【設計基準】 第九条:外部からの衝撃による損傷の防止 【竜巻】
竜巻発生ポテンシャルの考え方を使用するにあたり、F3竜巻が起り難いことを別途説明すること。	第23回	資料1-1 第九条:外部からの衝撃による損傷の防止 【再処理施設における竜巻影響評価について】	第30回 資料5 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性 【設計基準】 第九条:外部からの衝撃による損傷の防止 【竜巻】
建設資機材や大型車両等の固縛・移動など竜巻飛来物に対する基本方針について、申請書(補正)への記載を検討すること。	第23回	資料1-1 第九条:外部からの衝撃による損傷の防止 【再処理施設における竜巻影響評価について】	第30回 資料5 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性 【設計基準】 第九条:外部からの衝撃による損傷の防止 【竜巻】
車両の退避場所及び飛来対策区域の設定に関する基本的な考え方について申請書に反映すること。	第36回	資料14 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性 【設計基準】 第九条:外部からの衝撃による損傷の防止 【竜巻】	第39回 資料8 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性 【設計基準】 第九条:外部からの衝撃による損傷の防止 【竜巻】
竜巻飛来物発生防止対策における車両の退避場所については、再処理施設に隣接されるMOX燃料加工施設との影響有無も含めて審議する必要がある。お互いの関係を整理して説明すること。	第39回	資料8 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性 【設計基準】 第九条:外部からの衝撃による損傷の防止 【竜巻】	第54回 資料3 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性 【設計基準】 第九条:外部からの衝撃による損傷の防止 【竜巻】
フジタモデルを適用することの妥当性について説明すること。	第30回	資料5 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性 【設計基準】 第九条:外部からの衝撃による損傷の防止 【竜巻】	第34回 資料4 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性 【設計基準】 第九条:外部からの衝撃による損傷の防止 【竜巻】
フジタモデルを適用することの妥当性について説明すること。また、フジタモデルの評価における保守性の取り込みについて説明すること。	第34回	資料4 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性 【設計基準】 第九条:外部からの衝撃による損傷の防止 【竜巻】	第36回 資料14 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性 【設計基準】 第九条:外部からの衝撃による損傷の防止 【竜巻】
フジタモデルを用いた飛来距離の算定において、モデルの適用の妥当性、各パラメータの取扱い、余裕の考え方について説明すること。	第36回	資料14 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性 【設計基準】 第九条:外部からの衝撃による損傷の防止 【竜巻】	第39回 資料8 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性 【設計基準】 第九条:外部からの衝撃による損傷の防止 【竜巻】
フジタモデルを適用するにあたっては定量的に検証された結果を示すこと。不確かさ、確かさを埋める別の考えがあればそちらを示すことを検討すること。	第39回	資料8 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性 【設計基準】 第九条:外部からの衝撃による損傷の防止 【竜巻】	第54回 資料3 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性 【設計基準】 第九条:外部からの衝撃による損傷の防止 【竜巻】
竜巻に対する主排気筒モニタ及びモニタリングポストの機能維持の考え方について説明すること。	第30回	資料5 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性 【設計基準】 第九条:外部からの衝撃による損傷の防止 【竜巻】	第34回 資料4 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性 【設計基準】 第九条:外部からの衝撃による損傷の防止 【竜巻】

	主排気筒が破損したときのプロセスへの影響(溶解槽の運転状態など)、重大事故等との関係について説明すること。	第30回	資料5 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】 第九条:外部からの衝撃による損傷の防止【竜巻】	第34回 資料4 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】 第九条:外部からの衝撃による損傷の防止【竜巻】
	主排気筒モニタの連続監視機能を維持する必要性について事業指定基準規則第24条を踏まえて説明すること。また、代替設備が使えることについて説明すること。	第34回	資料4 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】 第九条:外部からの衝撃による損傷の防止【竜巻】	第36回 資料14 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】 第九条:外部からの衝撃による損傷の防止【竜巻】
	竜巻によって主排気筒モニタが機能喪失した場合に代替品により監視機能を維持するとしているが、代替品への交換に要する時間について説明すること。	第36回	資料14 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】 第九条:外部からの衝撃による損傷の防止【竜巻】	第39回 資料8 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】 第九条:外部からの衝撃による損傷の防止【竜巻】
	主排気筒の防護設計について具体的に説明すること。	第34回	資料4 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】 第九条:外部からの衝撃による損傷の防止【竜巻】	第39回 資料8 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】 第九条:外部からの衝撃による損傷の防止【竜巻】
	竜巻における主排気筒の防護設計において、当初の説明では貫通するとしていた点については新たに解析評価し貫通するのであれば防護するとの説明であるが、解析評価終了後、あらためて主排気筒の防護について説明すること。	第39回	資料8 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】 第九条:外部からの衝撃による損傷の防止【竜巻】	第54回 資料3 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】 第九条:外部からの衝撃による損傷の防止【竜巻】
	竜巻の防護については当初からの説明が変わっている点があり竜巻の設定、防護対象施設、防護方法を、全体として再整理し、論点を明らかにして説明すること。	第39回	資料8 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】 第九条:外部からの衝撃による損傷の防止【竜巻】	第54回 資料3 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】 第九条:外部からの衝撃による損傷の防止【竜巻】
15	【内部発生飛散物】 内部飛散物について、申請書に追記すべき事項がないか検討すること。	第23回	資料5-1 第十五条:安全機能を有する施設【第6項 内部飛散物による損傷防止】	第36回 資料5 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】 第十五条:安全機能を有する施設【第6項 内部発生飛散物による損傷防止】[要求事項の明確化あり]
16	【豪雨による溢水要否】 降雨量について最新データを用いて豪雨が溢水源とならないか説明すること。	第27回	資料2 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】 第十一条:溢水による損傷の防止 申請書前後表	第36回 資料2 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】 第九条:外部からの衝撃による損傷の防止【その他】[要求事項の明確化あり]
17	【有毒ガス】 引用しているウラン濃縮工場の六フッ化ウラン漏えい時の評価については、安全審査指針の最大想定事故に対して現状確認を実施しているものである。事業指定基準規則に基づいた評価の前提条件となるのか説明すること。	第36回	資料2 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】 第九条:外部からの衝撃による損傷の防止【その他】[要求事項の明確化あり]	

18	【通信連絡設備】			
	通信連絡設備の台数及び外部電源を期待できない場合に使用できる台数、それが必要な台数を満足するのかという観点で説明すること。	第36回	資料10 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性 【設計基準】第二十七条:通信連絡設備[要求事項の明確化あり]	第54回 資料7 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性 【設計基準】第二十七条:通信連絡設備
19	【人の不法な侵入等の防止】			
	フェンス等の核物質防護設備(妨害破壊行為設備を除く)について再処理施設の補正申請には記載があるが、MOX燃料加工施設には記載がない。各申請書への適切な記載について検討すること。	第39回	資料4 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性 【設計基準】第十条:再処理施設への不法な侵入等の防止	MOXにて回答予定

上記以外の質疑項目についても上記主要点に含めて回答する。

前回までに説明済み
 今回説明
 次回以降説明

前回までの審査会合における主な論点と対応について (重大事故)

参考(3)

日本原燃株式会社
平成27年6月29日

No.	コメントの要旨	審査会合	資料	対応状況
1	【重大事故等の選定】			
	重大事故選定については、事業者の検討プロセスを体系的に説明すること。その中でリスクを考慮しているのであれば、PRAなどを含めて説明すること。	第3回	資料3 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 【燃料貯蔵プールにおける重大事故等への対策】	第39回 資料10 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性 【重大事故等対処施設】 燃料貯蔵プール等における使用済燃料集合体の損傷
	重大事故の審査においては、再処理工場全体の中でよりリスクの高いところを審査したいので、インベントリ、放出量、頻度の観点から申請者としての事故シーケンスの優先順位を説明すること。	第7回	資料3 分離建屋 【重大事故等への対策】	第40回 資料3 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性 【重大事故等対処施設】 重大事故等対処対象事象の選定
	重大事故の臨界の選定において、臨界に進展する可能性がないとしているものについて物理的に臨界に達することがないのか、達するのであればどのような対策、管理を行っているので進展する可能性がないとしているのか詳細を説明すること。	第7回	資料3 分離建屋 【重大事故等への対策】	第40回 資料3 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性 【重大事故等対処施設】 重大事故等対処対象事象の選定
	異常気象を起因として重大事故が発生しないことを説明すること。	第15回	資料1 重大事故等への対策	第42回 資料1 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性 【重大事故等対処施設】 重大事故として想定すべき臨界事故
	想定する外的事象が地震となっているが、外的事象の種類によって環境条件が相当異なってくるはず。起因や環境条件としてその他の外的事象を網羅していることを示すこと。	第40回	資料3 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性 【重大事故等対処施設】 重大事故等対処対象事象の選定	
	地震による機器破損や誤操作等についてどこまで厳しく想定するか、設計基準を超えるとして想定する条件を明確にすること。	第42回	資料1 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性 【重大事故等対処施設】 重大事故として想定すべき臨界事故	第65回 資料1 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性 【重大事故等対処施設】 重大事故等への対処の基本方針及び想定する条件
	重大事故等対処対象事象として選定しているが、規制のニーズは全ての事故に対して対処するものと認識している。「重大事故等対処対象事象として選定した事故」以外の事故で対処しないものがあるとするならば、対処しない理由を含めて説明すること。	第40回	資料3 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性 【重大事故等対処施設】 重大事故等対処対象事象の選定	

	【重大事故等の対策:全般】			
	重大事故に関しては、起因、対策、評価等一貫性を体系的に説明すること。	第3回	資料3 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 【燃料貯蔵プールにおける重大事故等への対策】	第5回 資料3 前処理建屋 【重大事故等への対策】
	シナリオの成立性、妥当性については、条件設定を示し環境条件を明らかにした上で、ひとつの条件が崩れた場合でも多段的な防護が行えることを説明すること。	第5回	資料3 前処理建屋 【重大事故等への対策:水素爆発】	第39回 資料10 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性 【重大事故等対処施設】 燃料貯蔵プール等における使用済燃料集合体の損傷
	見直し後の重大事故対策の説明にあたっては、事故シナリオと関連して対策として何が使用できると考えたのか、また多層化に当たっての考え方を説明すること。	第7回	資料3 分離建屋 【重大事故等への対策】	第39回 資料10 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性 【重大事故等対処施設】 燃料貯蔵プール等における使用済燃料集合体の損傷
	重大事故対策について、誰がどのようなデータをどのタイミングで判断して行うのか説明すること。	第7回	資料3 分離建屋 【重大事故等への対策】	第39回 資料10 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性 【重大事故等対処施設】 燃料貯蔵プール等における使用済燃料集合体の損傷
2	重大事故対策において、塔槽類排ガス処理設備、セル排気系、建屋排気系の排風機について運転と停止のタイミングをそのときのフィルタの健全性と合わせて説明すること。	第15回	資料1 重大事故等への対策	第42回 資料2 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性 【重大事故等対処施設】 溶解槽における臨界事故への対策 資料3 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性 【重大事故等対処施設】 プルトニウムを含む溶液の誤移送による臨界事故への対策
	重大事故の放出状況のモニタリングについて、事象に応じてどのように測定するか説明すること。	第15回	資料1 重大事故等への対策	第42回 資料2 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性 【重大事故等対処施設】 溶解槽における臨界事故への対策 資料3 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性 【重大事故等対処施設】 プルトニウムを含む溶液の誤移送による臨界事故への対策
	重大事故の対策について、事象進展と各対策の実施を、時間経過と合わせて説明すること。	第15回	資料1 重大事故等への対策	第39回 資料10 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性 【重大事故等対処施設】 燃料貯蔵プール等における使用済燃料集合体の損傷
	適合性審査として非常に過酷(非現時的)な条件設定での評価を説明する必要があるが、一方で現時的な条件設定での実態に合わせた評価(体制や手順)についても別途、まとめて説明すること。	第39回	資料10 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性 【重大事故等対処施設】 第三十八条:使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	

	【重大事故等への対策:燃料貯蔵プールにおける使用済燃料集合体の損傷】			
	大量漏えいにおけるスプレイの必要容量380m ³ /hの妥当性について説明すること。	第3回	資料3 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 【燃料貯蔵プールにおける重大事故等への対策】	第39回 資料10 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性 【重大事故等対処施設】 燃料貯蔵プール等における使用済燃料集合体の損傷
	38条3項の三(燃料損傷時に、敷地外への著しい放出の影響を緩和するための設備等)について、対策との関係について説明すること。	第3回	資料3 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 【燃料貯蔵プールにおける重大事故等への対策】	第39回 資料10 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性 【重大事故等対処施設】 燃料貯蔵プール等における使用済燃料集合体の損傷
	想定事故1、想定事故2及び「水位が異常に低下した場合」における臨界の可能性について説明すること。	第3回	資料3 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 【燃料貯蔵プールにおける重大事故等への対策】	第39回 資料10 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性 【重大事故等対処施設】 燃料貯蔵プール等における使用済燃料集合体の損傷
	想定事故1、想定事故2、想定事故2を超える事象について、それぞれの起回事象とそれに基づく建屋内外の環境条件を説明すること。	第39回	資料10 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性 【重大事故等対処施設】 第三十八条:使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	
	未臨界の維持に関し評価条件等について設計基準と変えた点があれば説明すること。	第39回	資料10 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性 【重大事故等対処施設】 第三十八条:使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	
3	3つの燃料貯蔵プールに対して可搬型温度計を1つ設置することとしているが、その考え方(代表性)について説明すること。	第39回	資料10 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性 【重大事故等対処施設】 第三十八条:使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	
	建屋外ホースと建屋内ホースの取り扱いに関して、作業の流れ、可搬型監視設備の設置、ホースの設置について整理のうえ、これらの作業が作業箇所での雰囲気下で行えることを説明すること。	第39回	資料10 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性 【重大事故等対処施設】 第三十八条:使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	
	取水作業に関して、凍結等の厳冬期の影響について説明すること。	第39回	資料10 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性 【重大事故等対処施設】 第三十八条:使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	
	スプレイの有効性の説明については放水試験を実施しているとのことだが、実際の現場の状況、スプレイ性能(流量・水圧)等を踏まえて説明すること。	第39回	資料10 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性 【重大事故等対処施設】 第三十八条:使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	

	対象は現場メインで行うとのことだが、判断は誰がどこで行うか手順を含めて説明すること。	第39回	資料10 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性 【重大事故等対処施設】第三十八条:使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	
	重大事故時の監視に関する次の点について、線量や温度等の環境条件を踏まえて説明すること。 ・作業員が監視場所にて監視できること ・アクセスができること ・時間余裕の範囲内であること	第39回	資料10 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性 【重大事故等対処施設】第三十八条:使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	
	【重大事故等への対策:臨界】			
	重大事故対処として必要な隔離弁については、遠隔操作のほか現場手動操作も可能か確認し回答すること。	第5回	資料3 前処理建屋 【重大事故等への対策:溶解槽臨界】	第7回 資料3 分離建屋 【重大事故等への対策:冷却機能喪失】 * 前処理建屋については別途、回答する。
	臨界事故における初動対応は短時間に行うことが最重要であり、次の観点で説明をすること。 ・検知、判断、指示、操作、収束に至る一連の時間の精査結果 ・判断者に与えられている環境(手順・権限・人員等)	第5回	資料3 前処理建屋 【重大事故等への対策:溶解槽臨界】	第42回 資料2 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性 【重大事故等対処施設】 溶解槽における臨界事故への対策 資料3 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性 【重大事故等対処施設】 プルトニウムを含む溶液の誤移送による臨界事故への対策
4	臨界は地震等の外的要因で発生しないことを説明すること。	第15回	資料1 重大事故等への対策	第42回 資料1 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性 【重大事故等対処施設】 重大事故として想定すべき臨界事故 資料2 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性 【重大事故等対処施設】 溶解槽における臨界事故への対策 資料3 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性 【重大事故等対処施設】 プルトニウムを含む溶液の誤移送による臨界事故への対策
	臨界事故対策として、JCO事故を踏まえて追加で行った対策を説明すること。	第15回	資料1 重大事故等への対策	第42回 資料3 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性 【重大事故等対処施設】 プルトニウムを含む溶液の誤移送による臨界事故への対策
	臨界管理を行っている全ての施設を対象として、設計基準を超える条件を想定したときに、重大事故として臨界事故の想定が不要としたものについてその理由を説明すること。	第42回	資料1 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性 【重大事故等対処施設】 重大事故として想定すべき臨界事故	

	安全裕度の評価において、平常運転時のプルトニウム濃度等を評価条件としているのであれば、その条件を何により確認するかを説明すること。	第42回	資料1 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性 【重大事故等対処施設】重大事故として想定すべき臨界事故	
5	【重大事故等への対策:水素爆発】			
	放射線分解水素に係る新知見とされるパラジウム効果については、その妥当性を詳細に示すこと。	第5回	資料2 前処理建屋 【設計基準:第15条】	
	水素爆発において、水素濃度計の必要性も含めて計装系について説明すること。	第5回	資料3 前処理建屋 【重大事故等への対策:水素爆発】	
6	【重大事故等への対策:蒸発乾固】			
	重大事故の放出防止対策として、仮設ダクトを接続して建屋排風機を使用する場合、流量調整等が必要であれば、その成立性について説明すること。	第7回	資料3 分離建屋 【重大事故等への対策:蒸発乾固】	
	重大事故の蒸発乾固の選定において、線量評価をする際に、蒸発までで評価をするのか、乾固してルテニウム放出までを評価するのか考え方を説明すること。	第7回	資料3 分離建屋 【重大事故等への対策:蒸発乾固】	
	ルテニウムの放出低減対策について、HEPAフィルタ以外の現状採りうる対策の検討状況を説明すること。	第15回	資料1 重大事故等への対策	
7	【重大事故等への対策:有機溶媒火災】			
	溶媒火災の対策について、事故のシーケンスと、既設を使うならその信頼性等を説明すること。	第15回	資料1 重大事故等への対策	
	【作業環境・アクセスルート】			
	作業環境として高線量下での作業性についての評価を示すこと。	第3回	資料3 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 【燃料貯蔵プールにおける重大事故等への対策】	第39回 資料10 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性 【重大事故等対処施設】 燃料貯蔵プール等における使用済燃料集合体の損傷 第42回 資料2 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性 【重大事故等対処施設】 溶解槽における臨界事故への対策 資料3 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性 【重大事故等対処施設】 プルトニウムを含む溶液の誤移送による臨界事故への対策

8	アクセス性として、設計基準事故に伴う溢水等も考慮されたアクセスルートとなっているか、今後の訓練での向上も含めたアクセス時間が余裕の範囲に入っているかを説明すること。	第3回	資料3 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 【燃料貯蔵プールにおける重大事故等への対策】	第5回 資料3 前処理建屋 【重大事故等への対策】
	溢水、化学薬品の漏えいについて、重大事故対処時に作業に支障がないかを説明すること。	第5回	資料2 前処理建屋 【設計基準:第11条、第12条】	第7回 資料3 分離建屋 【重大事故等への対策:冷却機能喪失】 *前処理建屋については別途、回答する。
	溢水は重大事故の環境条件となることから、溢水と重大事故との関係について今後の重大事故の中で説明すること。	第27回	資料1 再処理事業変更許可申請書の一部補正(第2回)の 主な内容について	第39回 資料10 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性 【重大事故等対処施設】 燃料貯蔵プール等における使用済燃料集合体の損傷
	アクセスルートが複数設定されている場合は、距離が長いルートでも想定時間内に対応可能であることを訓練結果等を用いて説明すること。	第5回	資料3 前処理建屋 【重大事故等への対策:溶解槽限界】	第7回 資料3 分離建屋 【重大事故等への対策:冷却機能喪失】 第42回 資料2 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性 【重大事故等対処施設】 溶解槽における臨界事故への対策 資料3 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性 【重大事故等対処施設】 プルトニウムを含む溶液の誤移送による臨界事故への対策
重大事故時のアクセスルート等における溢水の影響について説明すること。	第9回	資料2 分離、精製建屋 【設計基準:第11条、第12条】	第39回 資料10 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性 【重大事故等対処施設】 燃料貯蔵プール等における使用済燃料集合体の損傷	
【重畳】				
9	重大事故の同時発生について説明すること。	第3回	資料3 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 【燃料貯蔵プールにおける重大事故等への対策】	
	【重大事故等に係る評価等の詳細】			
	水素爆発について、水素濃度が26%までは爆発してもHEPAフィルタが健全であることの評価の条件、方法等について示すこと。	第5回	資料3 前処理建屋 【重大事故等への対策:水素爆発】	

10	68ページのアクセスルート上の線量の検討結果について、計算条件を別途示すこと。	第5回	資料5 前処理建屋 【重大事故等への対策:溶解槽臨界】	
	冷却機能喪失時の事象進展の各時間(沸騰開始、ルテニウムの揮発開始)について、計算の条件、計算方法を示すこと。	第7回	資料3 分離建屋 【重大事故等への対策】	
	【燃料貯蔵プールにおける使用済燃料集合体の損傷】について、蒸発量等の計算の詳細をヒアリングで説明すること。	第39回	資料10 六ヶ所再処理施設における新規規制基準に対する適合性 【重大事故等対処施設】第三十八条:使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	

上記以外の質疑項目についても上記主要点に含めて回答する。

前回までに説明済み
 今回説明
 次回以降説明